

しょう しゃしえん  
障がい者支援・えべつ21プラン

だい きしょう しゃふくしけいかく  
第5期障がい者福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

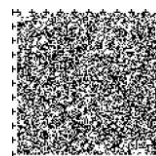
だい きしょう ふくしけいかく だい きしょう じふくしけいかく  
第6期障がい福祉計画／第2期障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

がい よう ばん  
【概要版】

れいわ ねん がつ  
令和3（2021）年3月

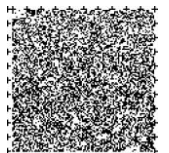
ほっかいどう えべつし  
北海道江別市





# もくじ

1	計画策定に当たって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	2
4.	計画の対象者	2
5.	計画策定の過程	2
2	障がいのある方の状況	3
3	障がい福祉の課題	4
4	計画の基本的な考え方	6
1.	基本理念と基本目標	6
2.	計画の施策体系	7
5	第5期障がい者福祉計画	8
6	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	10
1.	令和5（2023）年度の目標値	10
2.	障がい者数の推計	13
3.	障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性	14
4.	障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性	17
5.	地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性	18
7	計画の実現に向けて	20
1.	障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり	20
2.	障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり	21





# 1 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

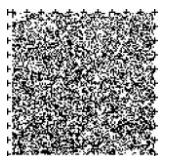
江別市では、障がい者施策の推進のため、「第4期障がい者福祉計画」と「第4期障がい福祉計画」を、「第5期障がい福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ21プラン」として一体的に策定し、各種施策の展開を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第4期障がい者福祉計画」の計画期間は、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの6年間となっています。また、障害福祉サービスの提供に関する具体的な見込量やサービスを確保する方策を示す「第5期障がい福祉計画」と、発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込量等を定めた「第1期障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間となっています。このため、令和2（2020）年度をもって、現計画の見直しを迎えることとなりました。

国では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が策定され、これを踏まえ江別市では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念として、令和8（2026）年度を目標年度として障がい福祉施策の基本的方向を定めた「第5期障がい者福祉計画」と、サービス提供体制への取組を推進するためのサービス見込量や数値目標等を定めた「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ21プラン（以下「本計画」といいます。）」として一体的に策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

計画の策定に当たっては、国の基本指針や道の計画等を踏まえるとともに、最上位計画である「第6次江別市総合計画」や、「江別市地域福祉計画」、「江別市高齢者総合計画」、「江別市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画、「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」との整合を図ります。



### 3. 計画の期間

「第5期障がい者福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とし、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

### 4. 計画の対象者

「障がい者福祉計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業（事業所）及び行政等すべての個人及び団体を対象とします。

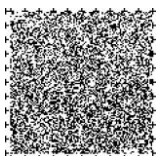
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法第4条」及び「障害者基本法第2条第1項」並びに「児童福祉法第4条第2項」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病及びその他の心身の機能の障がいがあり、その障がいと社会的障壁のために、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方々を対象とします。

### 5. 計画策定の過程

本計画の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民等により、江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

また、対象者等へのアンケート調査や、関係団体等へのヒアリングを実施しその結果を、計画策定のための資料として活用しました。

さらに、本計画は、今後6年間の障がい福祉施策に関する江別市の基本的な考え方を示すものであることから、計画案を広く市民に公表し意見等を求めるため、パブリックコメント（市民意見の公募）を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



## 2 障がいのある方の状況

### 1. 人口と障がい者数

本市の身体障がい者手帳等の所持者数（令和2（2020）年4月1日現在、18歳未満を含む、以下特に断りのない限り同様）は全体で7,886人、その内訳は身体障がい者が5,671人、知的障がい者が1,279人、精神障がい者が936人となっています。

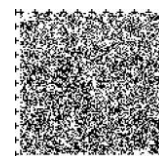
総人口に占める割合は、身体障がい者は4.73%、知的障がい者は1.07%、精神障がい者は0.78%となっています。平成26（2014）年からは、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。

身体障がい者手帳等の所持者数の推移

（単位：人、%）

区分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	120,335	119,587	119,250	118,979	118,971	119,510	119,883
身体障がい者	5,894	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671
総人口比	4.90%	4.91%	4.73%	4.57%	4.60%	4.65%	4.73%
知的障がい者	1,035	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279
総人口比	0.86%	0.89%	0.93%	0.98%	1.02%	1.04%	1.07%
精神障がい者	613	676	751	778	827	865	936
総人口比	0.51%	0.57%	0.63%	0.65%	0.70%	0.72%	0.78%
障がい者計	7,542	7,607	7,498	7,390	7,512	7,663	7,886
総人口比	6.27%	6.36%	6.29%	6.21%	6.31%	6.41%	6.58%

※各障がい者数は手帳所持者数：各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口：各年10月1日現在



# しょう ふくし かだい

## 3 障がい福祉の課題

しょう ふくし し さく しんちやくじょうきよう ちょうさおよ けっかとう ほんけいかく さくてい しょう  
障がい福祉施策の進捗状況やアンケート調査及びヒアリングの結果等から、本計画の策定における障  
がい福祉の課題を以下のとおり整理しました。

### (1) そうだんし えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実

しょう かた ちい き じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく しょうがい ふくし  
障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サー  
ビスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援  
体制を充実させていく必要があります。

しょうだんし えん しょうがいのある方やその家族等が抱える課題を把握し、専門的な助言を  
おこな てきせつ ほけん いりよう ふくし ひつよう  
行い、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる必要があります、そのためには、行政機関やその他  
かんけいきかん れんけい ふ かけつ  
関係機関との連携が不可欠となっています。

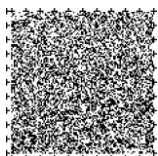
ちょうさけっか いったいていど わりあい かた そうだん じょうほうていきょうたいせい まどぐち せいび ちから い  
調査結果では、一定程度の割合の方が相談・情報提供体制・窓口の整備に力を入れてほし  
いと回答していることなどから、情報の提供体制や内容の充実に努めながら、相談支援時には、  
しょうだん きがる はいりよ そうだんしゃ ひつよう じょうほう しゅうしゅう せんもんてき じょうげん おこな  
相談の気軽さに配慮するとともに、相談者にとって必要な情報を収集し、専門的な助言を行うた  
めたいせいせいび かだい  
めの体制整備が課題となっています。

### (2) ニーズに合った しょうがい ふくし ていきょう 障害福祉サービスの提供

ちい き しょうがいのある方や家族等が、ニーズや障がいの特性等に応じた障害福祉サービ  
スを利用して充実した日常生活を送るためには、必要なサービス量を把握し、その情報を  
しょうがい ふくし じぎょうしゃとう きょうゆう じゅうぶん りょう かくほ ひつよう  
障害福祉サービス事業者等と共有しながら、十分なサービス量を確保していく必要があります。

また、市内では、しょうがい ふくし かんけいだんたい しょうがい ふくし ていきょう かつどうとう  
障がいのある方を支える様々な活動が行われていますが、活動する方の高齢化が進んでおり、  
しょうらい にな て ぶ そく かだい  
将来の担い手不足が課題となっています。

こじんどうし つながりが きはくか こりつ じょうきょう なか しょう かた あんしん  
個人同士のつながりが希薄化し、孤立しやすくなっている状況の中で、障がいのある方が安心し  
て生活するためには、ちい きじゅうみん きょうりやく しょう かたほんにん ほごしゃ かそく きち  
地域住民と協力して、障がいのある方本人はもとより保護者や家族の気持ち  
よそ たす あ こま し えん たいせい せいび ひつよう  
ちに寄り添って、助け合いながら、きめ細やかに支援していく体制を整備する必要があります。





### (3) 障がい児支援の充実

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、障がいや発達の特性に応じた保育・教育を希望する人が多いという調査結果から、児童の成長に応じた障がいの程度や発達の特性・課題について、相談内容や対応方法は変化していくため、地域の保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続し、障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できるように、十分な障害福祉サービスの量や地域社会への参加の機会を確保することが課題となっています。

### (4) 社会参加の機会の確保

障がいのある方が、自分らしく生き生きとした社会生活を送るためには、福祉施設での就労を含む日中活動の場や地域における交流活動への参加の機会を確保する必要があり、障がいのある方が社会的な障壁を感じることなく社会活動や余暇活動を行うためには、障がいのある方に対する地域の理解が重要です。

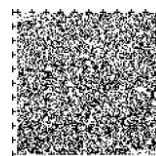
調査結果では、障がいのある方が就労するためには、障がいへの理解や障がいの程度に応じた仕事などが必要とされており、就労を支援する日中活動系サービスの充実や障がい者雇用の確保が求められています。

また、障がいのある方のニーズを踏まえて、障がいのある方の個性や能力の発揮を促進するために、文化芸術を鑑賞し、または創造や発表等の活動に参加する機会を確保することや、障がいのある方の読書環境を整備することなど、社会参加の選択肢を広げていくことが今後の課題となっています。

### (5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別等のない環境づくりが重要です。

また、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境の整備について不安があるという調査結果から、災害時に障がいのある方が孤立することのないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりが課題です。地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要なのかを考え、障がいのある方の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていく必要があります。



# 4 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念と基本目標

前計画では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を目指し、計画を推進してきました。

基本理念は、計画の根本をなすものです。そのため、本計画においても前計画の基本理念を承継していくものとします。

### <基本理念>

#### 障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

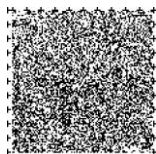
- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

障がいのある方などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、すべての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

### <基本目標>

- 基本目標 1 総合的ケアマネジメント体制の確立
- 基本目標 2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
- 基本目標 3 障害福祉サービスの充実
- 基本目標 4 保健・医療サービスの充実
- 基本目標 5 保育・教育施策の充実
- 基本目標 6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
- 基本目標 7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
- 基本目標 8 スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進



## 2. 計画の施策体系

**《基本理念》** 【障がい者支援・えべつ 21 プラン基本理念】  
 「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」  
 ① 障がいのある方を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり  
 ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換  
 ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

### 基本目標 1：総合的ケアマネジメント体制の確立

- 【基本施策】
- 1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供
  - 1-2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実
  - 1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

### 基本目標 2：ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

- 【基本施策】
- 2-1 情報提供の充実
  - 2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発
  - 2-3 地域福祉・ボランティア活動の支援
  - 2-4 社会参加の推進

### 基本目標 3：障害福祉サービスの充実

- 【基本施策】
- 3-1 訪問系サービスの提供と充実
  - 3-2 日中活動系サービスの提供と充実
  - 3-3 居住系サービスの提供と充実
  - 3-4 コミュニケーション手段の確保
  - 3-5 日常生活用具等の提供と充実
  - 3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

### 基本目標 4：保健・医療サービスの充実

- 【基本施策】
- 4-1 障がいの発生予防、早期発見
  - 4-2 医療・保健サービスとの連携
  - 4-3 早期療育体制の充実

### 基本目標 5：保育・教育施策の充実

- 【基本施策】
- 5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

### 基本目標 6：雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

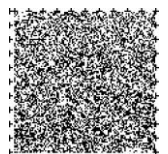
- 【基本施策】
- 6-1 就労能力の向上の支援
  - 6-2 就労の確保、待遇の向上促進

### 基本目標 7：障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

- 【基本施策】
- 7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携
  - 7-2 防災・安全対策の充実
  - 7-3 移動・交通対策の推進
  - 7-4 パリアフリーのまちづくり

### 基本目標 8：スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進

- 【基本施策】
- 8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援



# 5 第5期障がい者福祉計画

## 基本目標 1 総合的ケアマネジメント体制の確立

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方の障がいの程度、生活スタイル等に合わせた情報提供やアドバイス等、総合的なケアマネジメント体制の確立により、障がいのある方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし、地域住民とともに生活できる社会環境の実現を目指します。

## 基本目標 2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

障がいのある方が気軽に外出し、社会活動や余暇活動等に参加できるように、引き続き適切な情報提供を行い、必要な障害福祉サービスを提供することにより、障がいのある方の自立と一層の社会参加や孤立化防止に向けた地域全体での支え合いを目指します。

また、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある方が社会的な障壁（バリア）を感じることなく安全・安心な生活を送れるよう、市民一人ひとりの障がいに対する関心と理解を深めるための周知啓発に係る事業展開を目指します。

## 基本目標 3 障害福祉サービスの充実

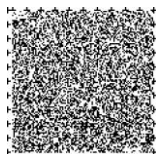
生活様式等の変化に伴い、障がいのある方のニーズは常に変化していくことから、一人ひとりの障がい特性、能力やニーズ、介護者や地域など周囲の状況等に応じて、適切なサービスを提供していけるよう体制の整備を進めます。

また、日常生活用具の給付、手話通訳・要約筆記者の派遣による意思疎通支援等、障がいのある方の地域生活を様々な角度から支援することにより、生活基盤の充実を目指します。

## 基本目標 4 保健・医療サービスの充実

障がいへの早期対応は、障がい程度の軽減や障がいのある方の自立促進につながることから、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、障がいをできるだけ早い段階で発見することが重要です。

また、病院や施設から地域生活への移行を引き続き進めていくためには、医療的ケアを必要とする障がいのある方が、安心してサービスを利用できるような体制整備が必要であり、医療・保健の連携を図りながら、生涯を通じて安心して利用できるサービス提供体制の充実を目指します。



基本目標 5 保育・教育施策の充実

障がいの早期発見に加え、一人ひとりの発達や障がいの特性に応じた適切な訓練や療育を受け、適切な保育・教育を受けることは、障がいのある児童が健やかに成長し、地域で安心して暮らし、将来自立した地域生活を送るために重要です。

子育て、保育、教育関連部局と学校や事業所等の関係機関の連携体制を強化し、就学前から卒業後にわたり切れ目のない支援を進めることで、障がいのある子どもが健やかに成長し、保護者も安心できる保育・教育の充実を目指します。

基本目標 6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

障がいのある方が社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味を持っています。障がいのある方の希望や、能力・適性に応じた多様な就労形態や場所を提供することが重要です。

ハローワークをはじめとする労働関係機関等と連携し、企業などへの障がい者雇用の促進や障がいのある方への理解促進を図るための普及啓発、就労に向けた訓練等のサポート活動の充実を図り、就労移行支援や就労定着支援を推進していきます。

また、農業分野の就労支援として農福連携を推進するなど、就労支援の充実を図ります。

基本目標 7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

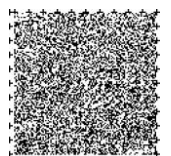
災害時に、障がいのある方に適切な情報が伝達されるよう、関係団体等との連携体制を強化するとともに、避難生活においても障がいのある方のニーズに対応できるよう、福祉避難所の充実を図ります。感染症拡大防止対策の推進についても、障害福祉サービス事業所が、継続してサービスを提供できるように、必要な物資を確保するなど、感染症拡大防止に向けた取組を進めていきます。

また、障がいのある方が安心して行動できるよう、移動手段の充実や、住宅・道路・公共施設等が誰でも利用しやすくなるよう環境整備を進めていきます。

基本目標 8 スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進

障がいのある方が生涯を通じて、心身ともに豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動やレクリエーション、文化芸術活動等への参画を促進することが重要です。これらの活動を広げ、障がいのある方の社会参加を促すためには、障がいのある方自身が参加意欲を持つこと、参加しやすい環境づくりが必要となります。

障がいのある方が気軽に活動に参加できるよう、活動の場や機会の確保、周知啓発を行うとともに、交流の推進を目指します。



# 6 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

## 1. 令和5（2023）年度の目標値

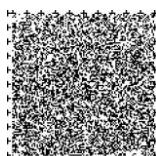
ここでは、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制の整備について、令和5（2023）年度末までの目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、本市の実情に応じた目標値を設定しています。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### 【目標値】

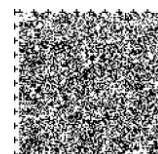
項目	数値	備考
令和元（2019）年度末の施設入所者数	190人	令和元（2019）年度末の実績
令和5（2023）年度末の施設入所者数	186人	令和5（2023）年度末の見込み
入所から地域生活へ移行する目標人数	12人	令和元（2019）年度末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数 (国の目標は6%以上)
入所者数の削減目標人数	4人	既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は1.6%以上)



## (2) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【目標値】

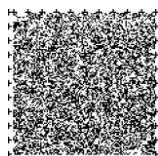
項目		数値	備考
一般就労移行者	(実績)	48人	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	61人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度実績の1.27倍以上)
就労移行支援事業(一般就労移行者)	(実績)	28人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	37人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度末実績の1.3倍以上増加)
就労継続支援A型事業(一般就労移行者)	(実績)	3人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	4人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度末実績の1.26倍以上増加)
就労継続支援B型事業(一般就労移行者)	(実績)	17人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	21人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度末実績の1.23倍以上増加)
就労定着率が8割以上の事業所	【目標値】	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする
就労定着利用率	【目標値】	70%	就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する



### (3) 障がい児支援の提供体制の整備

【目標値】

項目		数値	備考
児童発達支援センター（市町村 中核子ども発達支援センター） の設置	(実績)	1箇所	令和元（2019）年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5（2023）年度の見込み
保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	(実績)	2箇所	令和元（2019）年度の実績
	【目標値】	4箇所	令和5（2023）年度の見込み
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	(実績)	1箇所	令和元（2019）年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5（2023）年度の見込み
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	(実績)	1箇所	令和元（2019）年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5（2023）年度の見込み
医療的ケア児支援のための 協議の場の設置	(実績)	なし	令和元（2019）年度の実績
	【目標値】	あり	令和5（2023）年度の見込み





## 2. 障がい者数の推計

今後の障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、平成30（2018）年からは、増加しています。

推計の結果、身体障がい者は微増傾向、知的障がい者と精神障がい者は増加する傾向を続け、第6期障がい福祉計画の終了年度である令和5（2023）年の障がい者の合計は8,328人と見込まれます。

### 障がい者手帳所持者数の推計結果

- ・身体障がい者は、令和2（2020）年の5,671人から令和5（2023）年は5,819人へと148人（2.6%）増加
- ・知的障がい者は、令和2（2020）年の1,279人から令和5（2023）年は1,428人へと149人（11.7%）増加
- ・精神障がい者は、令和2（2020）年の936人から令和5（2023）年は1,081人へと145人（15.5%）増加

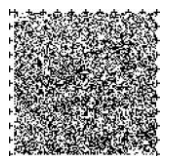
（単位：人、%）

区分	実績値						推計値		
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	119,587	119,250	118,979	118,971	119,510	119,883	120,248	120,548	120,786
身体障がい者	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671	5,765	5,794	5,819
総人口比	4.91%	4.73%	4.57%	4.60%	4.65%	4.73%	4.79%	4.81%	4.82%
知的障がい者	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279	1,335	1,381	1,428
総人口比	0.89%	0.93%	0.98%	1.02%	1.04%	1.07%	1.11%	1.15%	1.18%
精神障がい者	676	751	778	827	865	936	978	1,030	1,081
総人口比	0.57%	0.63%	0.65%	0.70%	0.72%	0.78%	0.81%	0.85%	0.89%
障がい者計	7,607	7,498	7,390	7,512	7,663	7,886	8,078	8,205	8,328
総人口比	6.36%	6.29%	6.21%	6.31%	6.41%	6.58%	6.72%	6.81%	6.89%

※各障がい者数は手帳所持者数：各年4月1日現在、令和3（2021）年以降は推計値

※総人口は住民基本台帳人口：各年10月1日現在、令和3（2021）年以降は推計値

【推計方法】障がい者数は、過去の障がい別の手帳所持者数の推移をもとに推計（総人口は、過去の住民基本台帳人口の推移をもとにコーホート変化率法により推計）



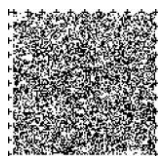
### 3. 障害福祉サービスの見込み量と今後の取組の方向性

#### (1) 訪問系サービス

##### 【見込み量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	利用人数/月	179	183	186	189
	総利用時間/月	3,437	3,513	3,571	3,629
重度訪問介護	利用人数/月	9	10	11	12
	総利用時間/月	1,298	1,442	1,586	1,730
同行援護	利用人数/月	19	19	20	20
	総利用時間/月	252	252	265	265
行動援護	利用人数/月	19	20	20	20
	総利用時間/月	200	210	210	210
重度障害者等包括支援	利用人数/月	0	1	1	1
	総利用時間/月	0	33	33	33

※令和2(2020)年度は3月末の見込み



(2) 日中活動系サービス

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	利用人数/月	399	413	420	427
	延利用日数/月	8,150	8,664	9,043	9,429
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用人数/月	7	8	9	10
	延利用日数/月	105	120	135	150
宿泊型自立訓練	利用人数/月	5	7	9	11
	延利用日数/月	115	161	207	253
就労移行支援	利用人数/月	78	80	81	82
	延利用日数/月	1,328	1,362	1,379	1,396
就労継続支援 (A型)	利用人数/月	77	98	103	104
	延利用日数/月	1,532	1,950	2,050	2,070
就労継続支援 (B型)	利用人数/月	363	372	384	390
	延利用日数/月	5,808	5,952	6,143	6,239
就労定着支援	利用人数/月	38	48	58	68
療養介護	利用人数/月	20	20	20	20
短期入所	利用人数/月	53	55	61	61
	延利用日数/月	368	382	424	424

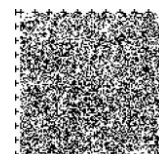
※令和2(2020)年度は3月末の見込み

(3) 居住系サービス

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	利用人数/月	0	1	1	1
グループホーム	入居人数/月	222	277	317	352
施設入所支援	入居人数/月	191	190	188	186

※令和2(2020)年度は3月末の見込み



## (4) 相談支援

### 【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	利用人数/年	789	808	821	833
地域移行支援	利用人数/年	2	2	2	2
地域定着支援	利用人数/年	1	1	1	1

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

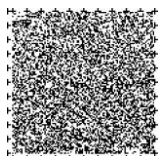
## (5) 今後の取組の方向性

障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、ニーズ、ライフステージ、家庭状況に応じた障害福祉サービスを効果的に利用することが重要となります。

また、障害福祉サービスの効果的な利用は、その家族等の身体的な負担を軽減し、精神的な不安を解消することにつながり、障がいのある方が、長期間、地域での生活を継続するために必要なことです。

このようなことを踏まえ、障がいの特性に応じて制度や各種サービスについてわかりやすい情報提供に努め、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関等との連携を強化し、計画相談支援事業所との協議をしながら、必要なサービスの確保に努めます。

また、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用して、相談支援体制を強化するとともに、医療機関、相談支援事業所、行政等からなる地域生活移行支援協議会で、精神障がい者の地域生活の支援に向けた情報・意見交換を行うなど、関係機関との連携を図ります。



## 4. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性

### (1) 障害児通所支援等の提供

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	利用人数/月	284	294	304	314
	延利用日数/月	1,988	2,058	2,128	2,198
放課後等デイサービス	利用人数/月	462	513	563	613
	延利用日数/月	4,620	5,130	5,630	6,130
保育所等訪問支援	利用人数/月	1	4	4	4
	延利用日数/月	1	4	4	4
医療型児童発達支援	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数/月	2	3	3	3
	延利用日数/月	3	3	3	3
障害児相談支援	利用人数/年	691	696	748	799

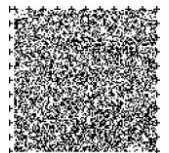
※令和2(2020)年度は3月末の見込み

### (2) 今後の取組の方向性

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健全やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいがある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

今後も発達支援が必要な児童への相談や支援は重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や、障害児通所支援サービス等各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育の関係機関に支援等を行う中核的な役割を担う、児童発達支援センターもしくは同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制の充実等、北海道と連携しながら発達支援体制を推進してまいります。

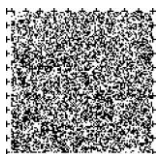


# 5. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性

## (1) 地域生活支援事業の提供

【見込量】		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	7	9	11	13
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／年	69	70	71	72
手話通訳者設置事業	実設置者数／人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数／年	6	7	7	7
自立生活支援用具	給付件数／年	36	37	37	37
在宅療養等支援用具	給付件数／年	16	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	35	36	36	36
排泄管理支援用具	給付件数／年	3,049	3,100	3,115	3,129
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数／年	5	6	6	6
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	35	36	37	38
要約筆記者奉仕員	修了者数	3	3	3	3
点訳奉仕員	修了者数	7	7	7	7
朗読奉仕員	修了者数	56	56	56	56
移動支援事業	実利用人数／年	310	317	322	327
	延利用時間／年	19,308	19,744	20,056	20,367
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用人数／年	9	9	9	9
訪問入浴サービス事業	実利用人数／年	4	4	4	4
生活訓練事業	参加人数／年	7	7	7	7
日中一時支援事業	実利用人数／年	222	227	231	234
レクリエーション活動等支援事業	参加人数／年	750	750	750	750
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数／年	5	5	5	5
医療的ケア児等総合支援事業	実施事業所数	1	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	実利用人数／年	1	1	1	1

※令和2(2020)年度は3月末の見込み



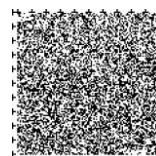
## (2) 今後の取組の方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況、ライフステージ等、一人ひとりの事情に合わせた適切な情報提供やアドバイスが必要です。

そのために、各種制度や障害福祉サービスの利用等について対応できる体制を整備し、総合的な相談支援事業を継続して実施します。また、障がいのある方の家族等の介護者からの相談に対応することにより、不安の解消を図ります。

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種制度や障害福祉サービスについて情報提供を行い、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービス提供に向け、地域の事業者と協議しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

障がい福祉に関する課題については、安全対策、就労・教育等の幅広い分野での対応が必要となるため、関係機関により組織する江別市自立支援協議会を活用していきます。



# 7 計画の実現に向けて

## 1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

### (1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続して送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

身近にいる障がいのある方の障がい程度や、緊急時における支援の必要性等を地域の方が認識できるよう、地域における交流の場や身近な活動に参加するなど、日ごろから地域のつながりを持つことが大切です。そのため、緊急通報装置の貸与の運用等を通じて、地域の方に対して障がいのある方への見守りや災害時の避難支援が円滑に進むように働きかけを行います。

また、災害が発生し、避難の長期化が予想される場合に、通常の避難所で生活することが困難な障がいのある方が、より整った環境で避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置・運営や社会福祉施設、医療機関等、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

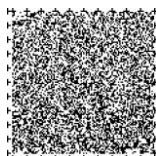
さらに、障がいのある方の地域生活への移行を推進するため、江別市自立支援協議会等による協議の場の確保を目指し、近隣市との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

### (2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進し、障がいのある方の社会参加を推進するための取組を進めていくことが重要です。

市では、平成30（2018）年に「江別市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識を市民に広めるほか、手話の研修会を実施するなど、手話の普及・啓発に努めます。

また、令和2（2020）年からは、重度障がい者が大学で修学するために必要な身体介護等のサービスを提供する、「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」を開始したところであり、これからも障がいのある方の社会参加を推進していきます。





## 2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

### (1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成のため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々々の障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて事業所等の意見を聞きながら、計画の分析・評価（PDCAサイクル）を行い、サービス量等について必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。

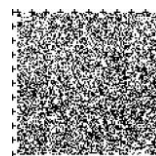
### (2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、国、北海道、他市等との情報交換等により、行政の連携を強化するとともに、障がいのある方、障害福祉サービス等事業者、関係機関等で組織する江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、支援体制の強化を図ります。

### (3) 財政基盤の確立

障がい福祉施策を推進するに当たっては、障がいのある方の意向や障害福祉サービス等事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道と協議の上、必要な財源について適切に確保するように努めます。

また、各種施策については、国等の動向を注視しながら、市の中長期的な財政状況や地域の状況等も勘案しつつ、優先度の高いものから順に取組むように努めます。







しょう しゃしえん  
障がい者支援・えべつ21プラン

だい きしょう しゃふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど  
第5期障がい者福祉計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

だい きしょう ふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど  
第6期障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

だい きしょう じふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど  
第2期障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

れいわ ねん がつはっこう  
令和3（2021）年3月発行

へん しゅう えべつししょう ふくしけいかくとうさくてい いんかい  
編集 江別市障がい福祉計画等策定委員会

はっ こう えべつしけんこうふくし ぶ  
発行 江別市健康福祉部

じゅう しょ ねん べつし たかさごちよう ばんち  
住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

でん わ  
電話 011-381-1031

FAX 011-381-1073

